

今治市バートナーシップ宣誓制度について

すべての人がお互いの人権・個性を尊重し多様性を認め合いながら共存できる 共生社会の実現を目指して、「**今治市パートナーシップ宣誓制度**」が始まります。

一方または双方が性的マイノリティ※であるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束するパートナーシップ宣誓を行い、今治市がお二人の関係性を証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度です。

※性的マイノリティ・・・性的指向や性自認のあり方が少数派である人

で 宣誓することができる方 **で**

以下のすべてに該当する一方または双方が性的マイノリティであるお二人

- 成年に達していること
- 市内在住または市内への転入を予定していること
- 配偶者がいないこと
- 宣誓しようとする相手以外の方と宣誓していないこと
- ・宣誓しようとする人同士が近親者でないこと

この制度は、法律に基づく権利・義務が生じるものではありませんが、多様な 生き方が尊重されるまちづくりの実現のため、本制度の推進に協力をお願いします

※今治市パートナーシップ宣誓制度導入に伴い提供できる民間サービスの情報を お寄せください。

【問い合わせ先】 **今治市市民参画課共生社会推進室**

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

TEL: 0898-36-1521

MAIL: siminsankaku@imabar-city.jp

